

議案第31号

私立保育園に対する土地売却に係る調停の成立について

紛争調整調停事件（大阪簡易裁判所令和4年（ノ）第168号）について、相手方である本市は、調停を成立させるため、次のとおり合意する。

記

- 1 申立人 大阪府堺市北区新金岡町4丁1番6号
社会福祉法人 あおば福社会

- 2 調停条項
 - (1) 申立人と相手方は、相手方において現在実施している計画に則り整備を進めている別紙物件目録（1）及び同目録（2）記載の土地（以下「本件土地」という）西側に隣接する別紙物件目録（3）及び同目録（4）記載の各公衆用道路を本調停成立後速やかに相手方道路担当部に移管し、令和7年度末までに市道認定するように努めることを相互に確認する。

 - (2) 申立人と相手方は、前項の確認に基づき、本件土地の売却価格を8530万円とすることに合意する。

 - (3) 申立人と相手方は、前項の売却価格の合意に基づき、本件土地の売買契約を令和5年3月31日までに締結することを相互に確認する。

 - (4) 申立人と相手方は、前項の売買契約の詳細について、別途、売買契約書（以下「本件売買契約書」という）に記名押印のうえ、これを作成し、その定めによることにする。

- (5) 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件土地に関し、本調停条項及び本件売買契約書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

物 件 目 録

- | | | |
|-----|-----|------------------------------|
| (1) | 所 在 | 松原市三宅西二丁目 |
| | 地 番 | 4 6 6 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 籍 | 1 1 5 4 . 0 1 m ² |
| (2) | 所 在 | 松原市三宅西二丁目 |
| | 地 番 | 4 6 6 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 籍 | 1 4 3 . 0 9 m ² |
| (3) | 所 在 | 松原市三宅西二丁目 |
| | 地 番 | 4 6 6 番 4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 籍 | 1 7 m ² |
| (4) | 所 在 | 松原市三宅西二丁目 |
| | 地 番 | 4 6 6 番 5 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 籍 | 2 0 3 m ² |